

(平成21年6月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和46年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月1日から同年11月1日まで

昭和45年4月にA社に入社し、46年4月に同社本社から同社B支社に異動して47年5月に退職した。

その間、A社を退職したことはなく、継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険加入記録に1か月の空白が生じていることに納得できない。

なお、社会保険庁の記録では、昭和46年10月1日にA社B支社で被保険者資格を喪失し、同年11月1日に同社本社で被保険者資格を取得しているが、同社B支社に異動後は本社に戻っておらず、47年5月に同社B支社で退職した。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元上司の証言及び申立人に係る雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてもA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人と同日（昭和46年10月1日）にA社B支社で資格喪失した者が、同日に別の営業所で資格取得している状況がみられることから、申立人の同社本社における資格取得日に係る記録を46年10月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年11月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は解散しており、確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、

明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院B診療所における資格喪失日に係る記録及び同病院における資格取得日に係る記録を昭和34年12月1日に訂正することが必要である。

また、標準報酬月額については、昭和34年11月から35年9月までの期間は9,000円、同年10月から36年7月までの期間は1万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和34年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る昭和34年12月から36年7月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月30日から36年8月1日まで

昭和33年10月にA病院（現在は、C病院）に看護師として採用され、同年11月に同病院B診療所に異動し、34年12月に同病院に戻ってきた。

ところが、A病院では、昭和36年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したこととなっており、厚生年金保険の加入期間が1年9か月も抜けている。

申立期間についてもA病院に看護師として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院が保管している申立人の辞令（写し）、申立人に係る雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立人が同病院に継続して勤務し（昭和34年12月1日に同病院B診療所から同病院に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、昭和34年11月から35年9月までの期間は9,000円、同年10月から36年7月までの期間は1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、昭和 34 年 11 月については、事業主が資格喪失日を昭和 34 年 12 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 11 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年 11 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、昭和 34 年 12 月から 36 年 7 月までの期間については、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所(現在は、B事業所)における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和39年4月1日)及び資格取得日(同年5月1日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から同年5月1日まで

昭和38年4月からA事業所に住込みで勤務していた。39年4月から1か月ぐらいの期間、現在の代表取締役社長の母親とともにC県D市の支店に出張した。

A事業所には昭和40年10月30日まで継続して勤務していたのに、出張していた1か月間について、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A事業所において昭和38年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、39年4月1日に資格を喪失後、同年5月1日に同事業所において再度資格を取得しており、同年4月の申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A事業所の当時の取締役は、「申立人が一旦退職し、復職したというようなことは無かったと思う。」と証言し、事業主の妻も、「申立人は同事業所で継続して勤務していた。申立期間において、社長の母親と共にC県に出張していた。」と証言している上、複数の元同僚からも、申立人の同事業所における勤務実態について証言が得られるところ、当該複数の同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 39 年 5 月の社会保険事務所の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおり資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C工場）における資格取得日に係る記録を昭和43年6月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月29日から同年7月1日まで

昭和43年7月1日付で、D県E市にあるA社F工場からG県H市にある同社B工場へ転勤した。同年6月29日から同年7月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

申立期間当時のタイムカード兼給与明細書の写しを提出するので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、A社から提出された人事台帳及び雇用保険の記録により、申立人は、昭和41年4月1日から平成17年4月1日まで同社に継続して勤務し（昭和43年6月30日に同社F工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社F工場から提出された資料により、申立人の同社F工場から同社B工場への赴任日が昭和43年6月30日と確認できることから、申立人については、同社B工場における資格取得日を同年6月29日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び昭和43年7月の社会保険事務所の記録により、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、I健康保険組合から提出された健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、健康保険の被保険者

資格の取得日が厚生年金保険の被保険者資格の取得日と同じであることが確認できるところ、健康保険組合及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 43 年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和32年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月21日から同年5月1日まで

昭和23年4月1日にA社へ入社してから63年7月1日に定年退職するまでの期間において、転勤はしたものの、同社で継続して勤務していた。32年4月21日に同社C工場から同社B工場への転勤に伴い、厚生年金保険の被保険者となっていない期間が生じていることに納得できない。

申立期間についても、給与から厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者となっていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場の証言及び雇用保険の記録により、申立人は、昭和23年4月2日から63年6月30日まで同社に継続して勤務し（32年4月21日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年5月の社会保険事務所の記録により、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得日を誤って届け出たと認めていることから、事業主が社会保険事務所に昭和32年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和35年9月10日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月10日から同年10月1日まで
昭和26年4月から62年7月に定年退職するまで、A社に勤務していた。
しかし、昭和35年9月10日にA社C支店から同社B支店に異動したのに、厚生年金保険の記録では、同社B支店での資格取得日が同年10月1日となっているため、1か月間が空白となっている。
A社に継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された従業員カード及び勤務証明書により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し(昭和35年9月10日に同社C支店から同社B支店に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年10月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から50年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和48年12月ごろまでは亡父が、それ以降は妻が婦人会の集金により納付していたはずなのに、社会保険庁の記録では未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年4月ごろに払い出されたことが確認できるが、この時点では、申立期間の多くは特例納付又は過年度納付の対象となるため、婦人会等の納付組織では納付することができない。

また、申立人については、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、特例納付等でさかのぼって納付した形跡もみられない。

さらに、申立期間において、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料は無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、加入手続を行ったとする申立人の父は死亡しているため申立期間当時の状況の詳細は不明であり、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の妻についても、申立期間のうち国民年金加入期間である昭和49年1月から50年3月までの期間は未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から50年6月まで

昭和52年又は53年ごろに、A社会保険事務所で申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付した記憶がある。納付金額は8万円ぐらいだったと思うが、よく覚えていない。

納付場所や納付金額についてはよく覚えていないが、特例納付をした際に付加保険料の納付手続をした覚えがあるので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、特例納付により納付した金額は8万円ほどであったと主張しているが、申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付した場合の金額は30万円であり、申立人の主張する金額とは大きく相違する。

また、申立人は、特例納付をした際に付加保険料の納付手続をしたと主張しているが、申立人が付加保険料の納付を始めたのは昭和52年10月からであり、同年は特例納付の実施期間ではないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付したとは考え難い。

さらに、B市の国民年金被保険者名簿では、申立人は、昭和50年7月から52年3月までの国民年金保険料を過年度保険料として同年10月に納付していることから、申立人が納付した保険料は特例納付ではなく、50年7月から52年3月までの過年度保険料（1年9か月分）であったとみるのが自然である。

加えて、申立人の納付金額及び納付場所等に係る記憶は曖昧であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年2月から14年3月までの期間、14年4月から15年3月までの期間、15年6月から同年10月までの期間及び17年4月から18年6月までの期間（保険料半額免除期間の追納に係る部分）の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年2月から14年3月まで
② 平成14年4月から15年3月まで
③ 平成15年6月から同年10月まで
④ 平成17年4月から18年6月まで
(保険料半額免除期間の追納に係る部分)

私は、以前、自営業（運送業）を営んでいたが、交通事故に遭ったこともあり、平成11年2月から14年3月までの期間及び17年4月から18年6月までの期間について、国民年金保険料の全額免除を受けていた。また、14年4月から17年3月までの期間については、保険料を納付していなかった。

平成18年7月に再就職することが決まったところ、母が、就職祝いとして、未納だった国民年金保険料を納付してくれることとなり、その後、母はA社会保険事務所窓口で、同年7月28日に11年2月から14年3月までの期間の国民年金保険料（55万7,540円）を、また、18年7月31日に14年4月以降の納付可能な国民年金保険料（合計31万5,120円）を、それぞれ納付してくれた。

私の姉には、申立期間に係る国民年金保険料の領収書や納付した保険料の内訳を記載したメモを見せてもらった記憶があり、当該メモは姉が保管していた。

社会保険庁の記録上、申立期間について、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母は、A社会保険事務所で、平成18年7月28日に11年2月から14年3月までの期間の国民年金保険料（55万7,540円）を、及び18年7月31日に14年4月以降の納付可能な国民年金保険料（合計31万5,120円）を、それぞれ納付したとしている。

しかし、申立期間②及び申立期間③については、平成18年7月の時点では、時効により、保険料を納付することができない。

また、申立人が国民年金保険料の免除を受けた、申立期間①（保険料全額免除期間）及び申立期間④（保険料半額免除期間）について、社会保険庁のオンライン記録上、申立人が当該免除期間に係る追納申込を行ったこと、及び当該免除期間に係る納付書が発行されたことが記録されていない上、申立人及び追納を行ったとするその母も、社会保険庁長官から国民年金保険料追納申込承認通知書の交付を受けたことを明確には記憶していない。

さらに、A社会保険事務所の保有する領収（納付受託）済通知書及び現金出納簿等を確認しても、社会保険庁の記録どおり、申立人（又はその代理人）が、平成18年7月28日に16年7月から17年2月までの期間（保険料定額納付期間）及び17年4月から同年9月までの期間（保険料半額免除期間）の未納国民年金保険料（14万7,140円）を、また、18年7月31日に17年10月から18年6月までの期間（保険料半額免除期間）の未納国民年金保険料（6万1,530円）を、それぞれ納付したことは確認できるものの、申立期間①、②、③及び④（保険料半額免除期間の追納に係る部分）に係る保険料が納付された形跡は無い。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、申立期間の領収書を見たとする申立人の姉から聴取しても、国民年金納付対象期間や保険料額等を明確には記憶していないなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 8 月 1 日から同年 11 月 29 日まで

昭和 23 年 7 月に A 事業所を退職し、同年 8 月 1 日から、B 社 C 工場に併設されていた D 事業所に教師として勤務していたのに、厚生年金保険の加入が同年 11 月 30 日からとなっており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

D 事業所に教師として勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 23 年 7 月に A 事業所を退職し、同年 8 月 1 日から B 社 C 工場に併設されていた D 事業所に勤務していたと主張しているが、同事業所のあった同社 C 工場はすでに廃止され、当時の申立人に係る人事記録や賃金台帳等の資料も残されていないことから、申立期間において、申立人が D 事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、申立人は昭和 23 年 7 月に A 事業所を退職したとしているが、同校から提出された資料には、同年 9 月 18 日に退職したことが記載されているほか、申立人が 58 年 6 月から勤務していた E 事業所から提出された人事記録表の任免、賞罰その他事項欄には、23 年 9 月 30 日に A 事業所を退職し、同年 10 月 1 日から D 事業所で勤務を開始したことが記載されていることから、申立人が D 事業所に採用されたのは、23 年 8 月 1 日ではなかったと推認される。

さらに、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、当委員会が、申立期間において、申立人が勤務していた D 事業所のあった B 社 C 工場で

勤務していたと考えられる元同僚に照会したところ、「申立期間において、申立人がB社C工場で勤務していたようだ。」との証言は得られたものの、勤務開始時期を確認することができない上、照会した複数の元同僚は「入社から厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの間に試用期間があった。」と証言していることから、当時、同社C工場では、入社後の一定期間は厚生年金保険に加入させない取扱いが行われていたと推認される。

加えて、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを覚えておらず、厚生年金保険被保険者証や健康保険証を交付された記憶も無いとしているほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 41 年 12 月まで

昭和 39 年 4 月から 41 年 12 月まで、A 県 B 区にある C 社で勤務していたにもかかわらず、その間、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している元同僚に C 社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できること及び複数の元同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人は同社で勤務していたと推認される。

しかし、C 社は、申立人に係る人事記録、賃金台帳等の資料が保管されていないとしており、当時の事業主も高齢であり、申立人の同社における勤務実態及び保険料控除の事実を裏付ける証言が得られない。

また、申立人から提出された写真に写っている同僚 8 人について、C 社における厚生年金保険被保険者資格の取得状況を確認したところ、このうち、申立人と同じ配送業務を担当していた 1 人は、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できないことから、当時、同社では、従業員のすべてを一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立人は、C 社に入社時、厚生年金保険被保険者証を提出したこと、健康保険証を交付されたこと及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて、明確には記憶しておらず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。